

5 利用料金

北毛青少年自然の家 施設使用料金一覧表(2019年 10月 1日より)

種 別		宿泊研修(一泊三食) 一人あたり費用(円)				1日研修(日帰り利用) 1団体あたりの費用(円)						キャンプ場 費用(円)			
		和室 一泊	食事代 (3食) 弁当形式	シーツ 洗濯代	合計	第1研修室		第2研修室		体育館		使用料 (1人あたり)		テント 一泊 一張	
						昼	夜	昼	夜	昼	夜	日帰	一泊		
県 内	甲 未就学児	減免	1,990	150	2,140	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	
	小学生		2,090	150	2,240	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	
	中学生・高校生		2,220	150	2,370	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	
	学校等の教育活動 の引率者・指導者		2,220	150	2,370	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	
	学校等の教育活動 以外の引率者・指 導者(保護者)		300	2,220	150	2,670	300	410	510	620	510	620	100	100	200
	青少年健全育成目 的で高校生以下の 指導者の団体														
	乙類	620	2,220	150	2,990	620	830	1,030	1,250	1,030	1,250	200	200	410	
県 外	甲 未就学児	830	1,990	150	2,970	300	410	510	620	510	620	100	100	200	
	小学生		2,090	150	3,070										
	中学生以上		2,220	150	3,200										
	乙類		830	2,220	150										3,200

1 学校等とは幼稚園・保育所・認定子ども園・学童クラブ・小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校等のことをいいます。

2 団体区分について
 甲類とは
 ア 高校生以下の者及びその引率者・指導者を含む団体
 イ 青少年の健全育成を目的とし、高校生以下の者を指導する者の団体(営利を目的にしないこと)
 乙類とは
 ア 甲類以外の団体(高校生以下を指導しない者や営利目的の団体などを含む)

3 減免について(減免については、「減免申請書」の提出が必要)
 減免対象 県が主催、共催する事業に使用するとき
 県内に所在する学校等が教育活動として使用するとき
 県内に在住し、又は県内に所在する学校等に通学する高校生以下の者が和室又はキャンプ場を使用するとき
 身体障害者手帳、療育手帳(同種の手帳を含む)又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者と介助者(1名に限る)が和室又はキャンプ場を使用するとき
 所長が特別の理由があると認めるとき
 例:子ども会で使用する場合は、子ども達の宿泊は、に該当し減免になるが、引率者(保護者)は減免にならない。
 スポーツ少年団や子ども会等が体育館等を使用する場合は、体育館等の使用料金がかかります。

4 冬期(11月~3月)に和室を利用する場合、上記料金に暖房費として1人200円を加算します。
(減免対象となります。)

5 食費内訳(諸事情により改定することがあります。)
 未就学児 朝:530円 昼:600円 夕:860円 合計:1,990円
 小学生 朝:550円 昼:620円 夕:920円 合計:2,090円
 中学生以上 朝:580円 昼:690円 夕:950円 合計:2,220円
 令和6年度は弁当形式での提供になります。おかずが箱に入ったものが届き、ご飯とみそ汁は温かいものが提供されます。(おかずの内容はホームページで確認してください。)

6 諸経費(事情により改定することがあります)
 シーツ等クリ-ニング代、キャンプファイヤーまき代、その他活動に応じた実費を負担していただきます。
 グラウンドは無料で利用できますが、当施設を利用している団体やグループを優先とします。